

仕 様 書

	項 目	内 容
1	件名	上越市廃棄物処理施設発電所（上越市クリーンセンター）余剰電力（非バイオマス電力）売却
2	売却期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日 （2021年4月1日から2022年3月31日まで）
3	予定売電電力量	10,219,766kWh（非バイオマス電力） ※見込みであり担保するものではない。
4	バイオマス比率	61.2% ※見込みであり担保するものではない。
5	受給地点	新潟県上越市大字東中島 2963 番地所在の上越市廃棄物処理施設発電所（上越市クリーンセンター）構内（以下、「本施設」という。）に上越市（以下、「本市」という。）が設置した開閉器の電源側接続点とする。
6	接続電力系統	東北電力株式会社
7	電気方式等	(1) 電気方式 : 交流 3 相 3 線式 (2) 定格周波数 : 50 Hz (3) 受電電圧 : 60,000 V (4) 受給最大電力 : 4,300 kW
8	発電設備	蒸気タービン発電設備（以下、「本設備」という。） (1) 形式 : 抽気復水タービン (2) 定格出力 : 6,290 kW (3) 燃料 : 一般廃棄物
9	認定発電設備	本設備は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第6条に規定される認定発電設備である。 (1) 設備の区分 : 一般廃棄物発電設備 (2) 調達期間 : 平成29年10月1日から 令和19年9月30日まで (3) 調達価格に : 該当なし 係る補助金

10	電力供給上の協力	<p>(1) 電力受給契約書（案）（以下、「契約書（案）」という。）及び契約後に締結する運用申合書に基づき電力受給を実施するものとする。</p> <p>(2) 事故等による事前解列などによって、電力受給の変更を余儀なくされる場合には、発注者は受注者に対して速やかに電力受給の変更を行うものとする。</p> <p>(3) その他、詳細については、運用申合書の締結に当り、協議するものとする。</p>
11	バランスンググループの形成	<p>(1) 本施設の非バイオマス電力について、受注者は発電契約者として、発電バランスンググループを形成し、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結するものとする。但し、これによりがたい場合は、受注者の責任において、受注者以外の事業者を発電契約者とする発電バランスンググループに本施設を加入させるものとする。</p>
12	その他	<p>(1) 非バイオマス分電力とは、上越市廃棄物処理施設発電所の全余剰電力のうち、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」第 2 条第 4 号第 5 項に定めるバイオマス電力を除いた電力であり、バイオマス電力量は送配電事業者より通知されるものとする。</p> <p>(2) 計量器から電力信号の採取が必要な場合は、受注者の責任において、装置等の設置を行うものとする。また、信号採取及び信号送信装置等の運用において、電源が必要な場合には、必要な装置すべての定格使用電力量の総計から当該月の使用電力量及び使用電力料金を算出し、売電電力量及び売電電力料金と合わせて報告すること。本市はこの報告をうけた後、電力料金とあわせて、請求するものとする。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー電気特定卸供給を希望する場合、本市は、これを承諾するものとする。なお、この場合の手続きは、再生可能エネルギー電気卸供給約款（平成 29 年 4 月 1 日実施：東北電力株式会社）に基づき、落札者の責任において行うものとする。</p> <p>(4) 契約期間中に計量器及び VCT を交換する予定はない。</p> <p>(5) 定期点検は 10 月中に 1 日間予定する。</p>